

物品売払契約書（案）

- 1 物件名および数量 乗用自動車 ダイハツ ビーゴ（岩手 501 め 29-07） 1 台
- 2 契約金額 ¥ _____
(うち消費税額及び地方消費税 ¥ _____)
- 3 別途納入が必要なもの
- | | | |
|---------------|-----------|-------------|
| 未経過分自動車重量税相当額 | ¥ _____ | 0 - (非課税取引) |
| 未経過分自賠責保険料額 | ¥ _____ | 0 - (非課税取引) |
| リサイクル料金 | ¥ 9,970 - | (非課税取引) |
- 4 契約保証金 ¥ _____
-
- 5 物件所在場所 岩手県宮古市磯鶏石崎 4 番 6 号 三陸北部森林管理署
- 6 代金納付期限 令和 年 月 日 (契約の日から 20 日以内)
- 7 物件引渡期限 代金納入から 15 日以内
- 8 特約条項 裏面のとおり。

上記の物件について、

売渡人を甲とし、買受人を乙とし、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び次の条項によって売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約書の証として本書 2 通を作成し、当事者双方記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売渡人（甲）

岩手県宮古市磯鶏石崎 4 - 6

分任契約担当官 三陸北部森林管理署長 葛西 貴仁 印

買受人（乙）

住所

氏名

印

条 項

第1条 乙は、この契約により生ずる権利または、義務を甲の承認を得ないで第三者に譲渡または継承させてはならないものとする。

第2条 乙は、この契約を履行することについて、売買契約上、必要な慣行に属する事項またはこの契約に関して疑義が生じた場合は、甲の指示に従うものとする。

第3条 1 乙は、契約書に定める代金について契約の翌日から起算して20日以内に甲の指定する方法により納入しなければならない。

2 前条の契約保証金のうち現金をもって納付されたものについては、代金に充当されるものとする。

3 乙は、納付期限までに甲に代金の全部又は一部を納付できないときは、その未納分（前項の場合は、契約保証金相当額を含む）に対し納付期限の翌日から納付の日までの日数につき年3.0%の割合で計算した金額を延滞金として甲に納付しなければならない。

4 前項により代金及び延滞金を納付した場合には、延滞金から順序に充当するものとする。

第4条 1 甲は、乙から代金が納付された日から15日以内に当該物件を引渡すものとする。甲から乙に物件の引渡し完了した時点をもって所有権が移転したものとする。

2 引渡しは、物件所在場所において行ない、当該物件の運搬手配および運搬については、乙の責任で行うこととし、その諸経費は乙の負担とする。

3 引渡し後に発生・判明した事由については、甲は一切の責任を負わないものとする。

第5条 車両を再使用する場合は、車体に表示されている「東北森林管理局」等の表示を買受者の責任において消去する。

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部を解除することができる。この場合、乙は違約金として当該解除にかかわる金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行せず、または履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) この契約に関し、乙が不正行為をなしたと甲が認めたとき。
- (3) 乙が天災、その他不可抗力によらず契約の解除を申し出たとき。

第7条 本契約において、特に金額が明記されているものを除き、違約金、延滞金等、率で表されているものについては、全て消費税等が加算された総契約金額を対象とする。

第8条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。

第9条 1 この契約について紛争を生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。

2 前項に規定する第三者については、甲、乙協議のうえ選定することとする。

物件一覧表

入札番号	物件の名称	物件の機種名等	数量	自動車登録番号又は車両番号	備考	物件の所在地
1	乗用自動車	ダイハツ ビーゴ 車体番号 J210G-0000130 平成18年式 型式：CBA-J210G 排気量：1.49L 使用燃料：レギュラーガソリン 走行距離：142,000km(千未満切上)	1台	岩手501め 29-07	MT車	岩手県宮古市磯鶏石崎4-6三陸北部森林管理署 (構内駐車場) 連絡先0193-62-6448

売買契約条件

- 1 上記物件は、「現状での引渡し」とし、再使用に係る不具合や修繕等は保証しない。また、搬出についても買受者の負担とする。(バッテリーは交換又は充電が必要。)
- 2 車両を再使用する場合は、車体に表示されている「東北森林管理局」の表示を買受者の責任において消去し、処理後の写真を4示す書類とともに提出すること。
- 3 上記1. 2. の処理費用のほか、車両登録手数料、自動車賠償責任保険料、重量税等、車両を再使用するにあたっての必要諸経費はすべて買受者の負担とする。
- 4 名義変更等については、代金を納入後、直ちに買受者が行き、これらに係る費用は買受者の負担とする。廃車する場合は「一時抹消登録証明書」の写し、継続使用する場合は名義変更した「自動車車検証の写し」を提出すること。